

松江市告示第 223 号

松江市土砂災害特別警戒区域内住宅補強支援事業費補助金交付要綱（平成 31 年松江市告示第 125 号）の一部を次のように改正する。

令和 4 年 3 月 31 日

松江市長 上 定 昭 仁

次の表により、改正後欄に掲げる規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これに加え、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後		改正前	
(補助の対象等)		(補助の対象等)	
第 2 条 略		第 2 条 略	
略		略	
補助	土砂災害が発生するおそれがある土地の区域に居住する住宅所有者等に 対し、住宅補強に要する費用の一部を 付の補助することにより、市民の生命及び 目的身体を保護し、土砂災害防止対策の推 進を図ることを目的とする。	補助	土砂災害が発生するおそれがある土地の区域に居住する住宅所有者 に 対し、住宅補強に要する費用の一部を 付の補助することにより、市民の生命及び 目的身体を保護し、土砂災害防止対策の推 進を図ることを目的とする。
補助 金の 交付 対象 経費	住宅補強(建築基準法(昭和 25 年法律 第 201 号)第 20 条に基づく建築基準法 施行令(昭和 25 年政令第 338 号)第 80 条の 3 に規定する構造方法に基づく外 壁等の施工により住宅を <b>新築し、又は 増改築を行うもの</b> をいう。以下同じ。)の 実施に要する設計費(建築確認申請 費用を含む。)及び工事費並びに既存 建物の解体費とする。	補助 金の 交付 対象 経費	住宅補強(建築基準法(昭和 25 年法律 第 201 号)第 20 条に基づく建築基準法 施行令(昭和 25 年政令第 338 号)第 80 条の 3 に規定する構造方法に基づく外 壁等の施工  をいう。 ) の実施に要する設計費(建築確認申請 費用を含む。)及び工事費並びに既存 建物の解体費とする。
補助	土砂災害警戒区域等における土砂災	補助	土砂災害警戒区域等における土砂災

事業 者の 範囲	害防止対策の推進に関する法律(平成 12 年法律第 57 号。以下「土砂災害防 止法」という。)第 9 条第 1 項に規定 する土砂災害特別警戒区域内にある 居住の用に供する住宅(長屋、共同 住宅及び店舗等の用を兼ねるものを 含む。)の敷地内において、住み替える ための住宅を新築し、又は当該住宅の 住宅補強のための増改築を行う者	事業 者の 範囲	害防止対策の推進に関する法律(平成 12 年法律第 57 号。以下「土砂災害防 止法」という。)第 9 条第 1 項に規定 する土砂災害特別警戒区域内におけ る居住の用に供する住宅(長屋、共同 住宅及び店舗等の用を兼ねるものを 含む。)の所有者
終期	令和 6 年 3 月 31 日	終期	令和 5 年 3 月 31 日

附 則

この告示は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。